

「林務関係工事の現場環境改善費試行要領」（令和6年3月7日付け5農総第351号農林総務課長通知）新旧対照表

改 正	現 行																			
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 積算方法 標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>(1) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上する。 $K = i \times Pi + \alpha$ K : 現場環境改善に要する費用 (単位: 円、千円未満切り捨て) i : 現場環境改善費率 (単位: %, 小数第3位四捨五入2位止め) Pi : 対象額 (直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額) なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α : 積上げ計上分 (単位: 円、千円未満切り捨て)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額: Pi</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">現場環境改善費率: i (%)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">大都市 市街地</th> <th style="text-align: center;">左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">$56.6 \times Pi^{-0.174}$</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">$39.9 \times Pi^{-0.201}$</td> </tr> </tbody> </table>	対象額: Pi	現場環境改善費率: i (%)		大都市 市街地	左記以外	直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	$56.6 \times Pi^{-0.174}$	$39.9 \times Pi^{-0.201}$	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 積算方法 標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>(1) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上する。 $K = i \times Pi + \alpha$ K : 現場環境改善に要する費用 (単位: 円、千円未満切り捨て) i : 現場環境改善費率 (単位: %, 小数第3位四捨五入2位止め) Pi : 対象額 (直接工事費 (処分費等を除く <u>共通仮設費対象分</u>) + 支給品費 <u>(共通仮設費対象分)</u> + 無償貸付機械等評価額) なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α : 積上げ計上分 (単位: 円、千円未満切り捨て)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額: Pi</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">現場環境改善費率: i (%)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">大都市 市街地</th> <th style="text-align: center;">左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 <u>(共通仮設費対象分)</u> + 無償貸付機械等評価額</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">$56.6 \times Pi^{-0.174}$</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">$39.9 \times Pi^{-0.201}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5億円以下の場合</u> + <u>5億円を超える場合</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>1.73</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>0.71</u></td> </tr> </tbody> </table>	対象額: Pi	現場環境改善費率: i (%)		大都市 市街地	左記以外	直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 <u>(共通仮設費対象分)</u> + 無償貸付機械等評価額	$56.6 \times Pi^{-0.174}$	$39.9 \times Pi^{-0.201}$	<u>5億円以下の場合</u> + <u>5億円を超える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>
対象額: Pi		現場環境改善費率: i (%)																		
	大都市 市街地	左記以外																		
直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	$56.6 \times Pi^{-0.174}$	$39.9 \times Pi^{-0.201}$																		
対象額: Pi	現場環境改善費率: i (%)																			
	大都市 市街地	左記以外																		
直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 <u>(共通仮設費対象分)</u> + 無償貸付機械等評価額	$56.6 \times Pi^{-0.174}$	$39.9 \times Pi^{-0.201}$																		
<u>5億円以下の場合</u> + <u>5億円を超える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>																		
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 積上げ計上分 (α) に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。 なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</p> <p>(4) 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。 なお、施設・設備の種類や規模及び設置期間については、発注者と請負者で協議の上決定するものとする。</p> <p>(5) 率計上分の実施内容に関しては、内容変更に係る変更設計は行わないが、積上げ計上分の内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 積上げ計上分 (α) に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 率計上分の実施内容に関しては、内容変更に係る変更設計は行わないが、積上げ計上分の内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p>																			
<p>第6条～第7条 (略)</p> <p>附則 この要領は、令和6年3月7日から施行する。 この要領は、令和7年7月1日から施行する。</p>	<p>第6条～第7条 (略)</p> <p>附則 この要領は、令和6年3月7日から施行する。</p>																			

改正

現行

別表

別表

計上費目	実施する内容（率計上分）
(略)	(略)
安全関係	(略) (略) (削除。)
(略)	(略)
(略)	(略)

計上費目	実施する内容（率計上分）
(略)	(略)
安全関係	(略) (略) ・避暑（熱中症予防）・防寒対策
(略)	(略)
(略)	(略)

※計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）実施すること。

※計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）実施すること。